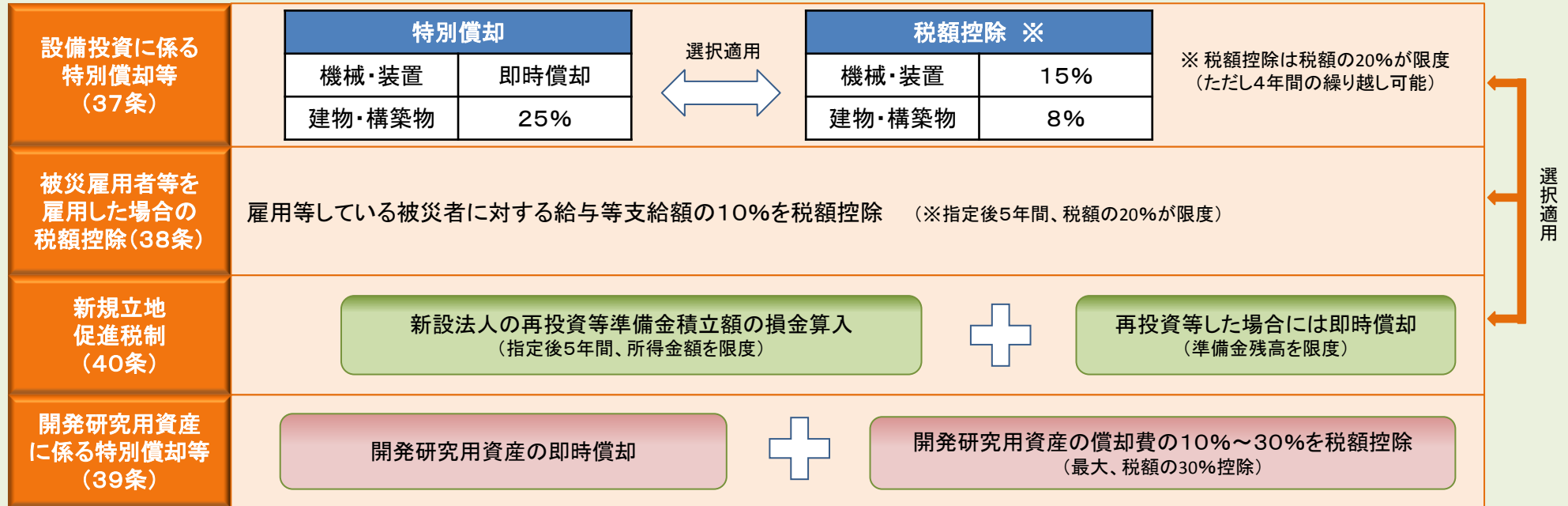


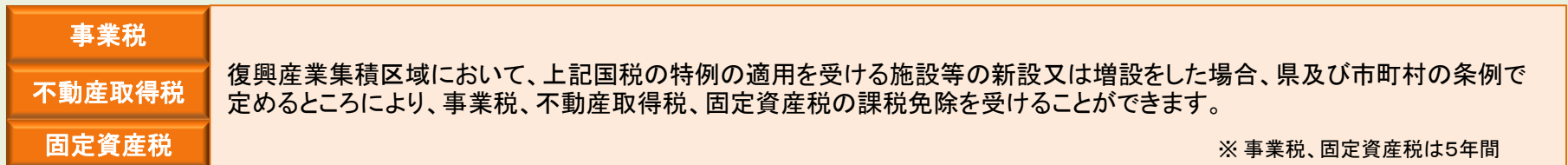
ふくしま産業復興投資促進特区における税制上の特例措置

復興産業集積区域内において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う事業者が設備投資や被災者雇用をした場合、以下の税制上の特例措置を受けることができます。

【国税】



【地方税】



ふくしま産業復興投資促進特区における税制上の特例措置

設備投資に係る特別償却等（法第37条）

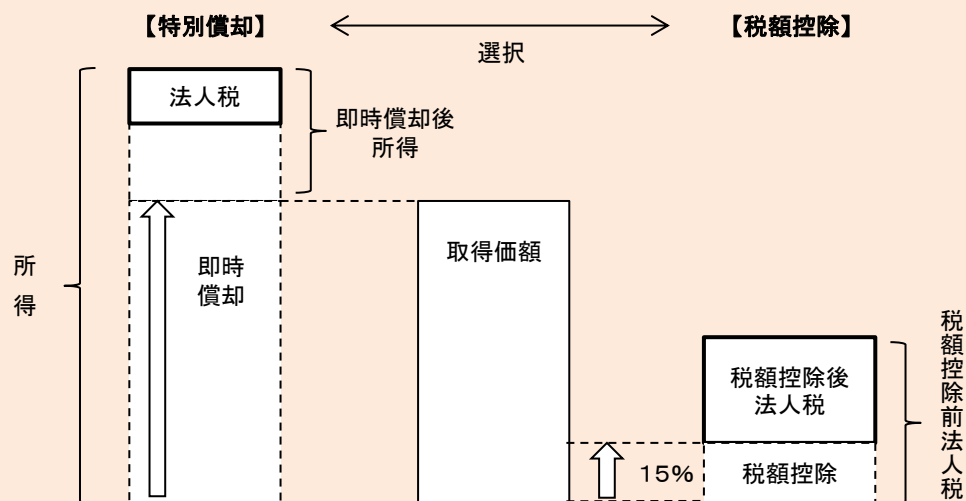
市町村の指定を受けた事業者が、平成33年3月31日までの間に復興産業集積区域内において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができます。

- 機械・装置：即時償却 又は 取得価格の15%の税額控除
- 建物・構築物：取得価格の25%の特別償却 又は 8%の税額控除

- ※1 税額控除は当期の税額の20%相当額を限度。なお、20%を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できます。
- ※2 本特例、38条(被災雇用者等を雇用した場合の税額控除)、40条(新規立地促進税制)はいずれかの選択適用となります。
- ※3 対象となる資産は、それまで事業の用に供されたことのないものに限り(中古品は対象外)。
- ※4 減価償却資産であっても、「工具」、「器具及び備品」、「車両及び運搬具」に該当するものは対象になりません。

【特別償却】		選択適用	【税額控除】	
即時償却	機械・装置		15%	
25%	建物・構築物		8%	

<適用イメージ: 機械・装置の場合>



ふくしま産業復興投資促進特区における税制上の特例措置

被災雇用者等を雇用した場合の税額控除（法第38条）

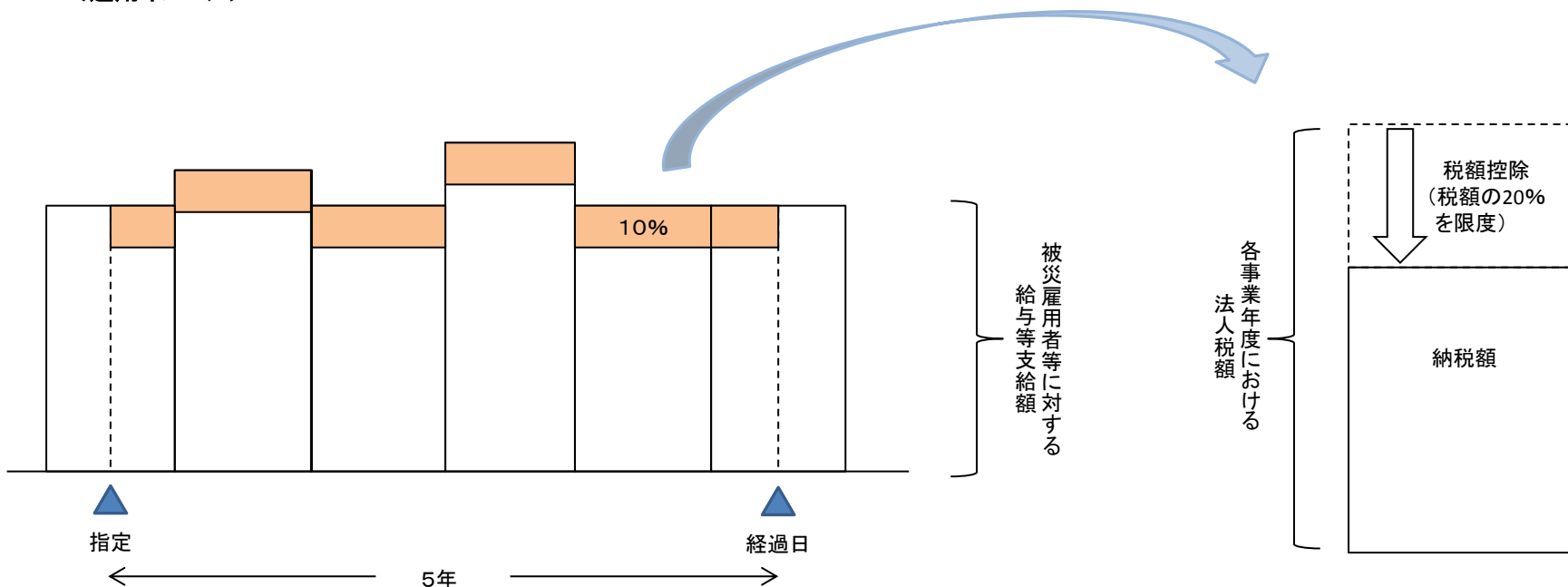
平成33年3月31日までの間に市町村の指定を受けた事業者が、指定を受けた日から5年間の復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等（※1）に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として控除できます。

※1 雇用されている被災者。被災者の定義は次のいずれかに該当する者。

- ・ 平成23年3月11日時点で特定被災区域内（県内は全域が対象）の事業所で勤務していた者
- ・ 平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

※2 本特例、37条（設備投資に係る特別償却等）、40条（新規立地促進税制）はいずれかの選択適用となります。

<適用イメージ>



新規立地促進税制（法第40条）

○平成33年3月31日までの間に市町村の指定を受けた特定復興産業集積区域内に本店を有する法人（復興推進計画の認定日以降に設立）が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できます。

○また、特定復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却することができます。

（注）対象法人は、次の要件を全て満たす法人

- ・ 特定復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立されたこと
- ・ 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ・ 認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること
- ・ 特定復興産業集積区域内に本店を有すること
- ・ 積み立てを行う事業年度において特定復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと

※ただし、以下の要件を満たす事業所は、本店のある特定復興産業集積区域外へ設置することが可能

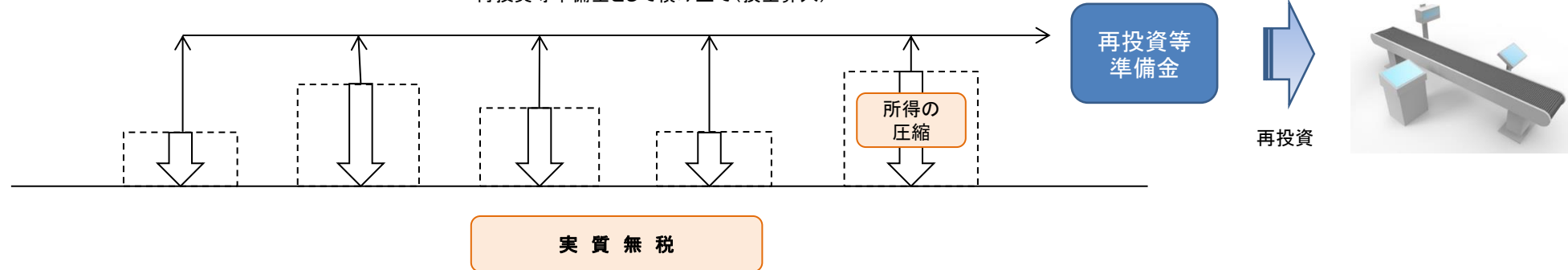
①法人の主たる業務以外の業務を行う事業所であること

②その事業所の業務を行う従業員数の合計が、法人の常時使用全従業員数の30%又は2人のいずれが多い人数以下であること

- ・ 指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上（中小企業者等は3,000万円以上）であること

※ただし、中小企業者等に限り、指定日を含む事業年度開始の日から3年間で5,000万円以上の投資をしている場合には、投資額の累計が5,000万円に達した事業年度以後に適用可能

再投資等準備金として積み立て（損金算入）



ふくしま産業復興投資促進特区における税制上の特例措置

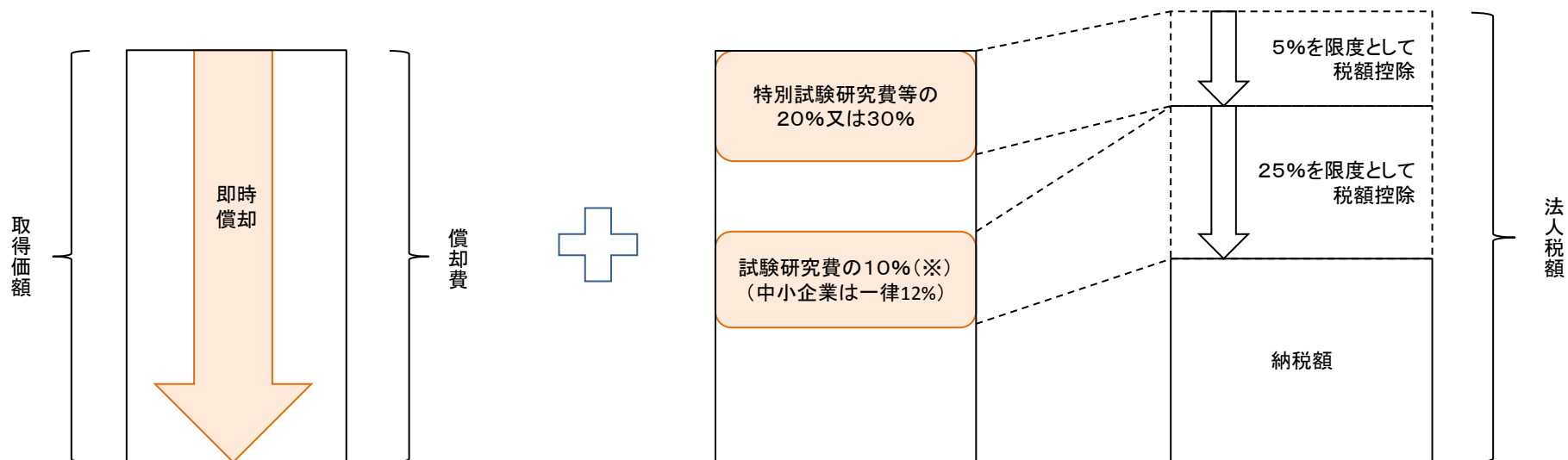
開発研究用資産に係る特別償却等（法第39条）

○市町村の指定を受けた事業者が、平成33年3月31日までの間に復興産業集積区域内において取得等した開発研究用減価償却資産について、即時償却ができます。

○また、上記の対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除することもできます。

※ 現行の研究開発税制は、試験研究費割合に応じ、償却費の8～10%（中小企業者等は12%）を税額控除（法人税額の25%を上限）。さらに、大学等との共同研究等の特別試験研究費がある場合、当該研究に係る償却費の30%又は20%を税額控除（法人税額の5%を上限）。
指定事業者の開発研究については、償却費を特別試験研究費の額とみなし、その20%を税額控除（法人税額の5%を上限）することが可能。

<適用イメージ>



地方税の減免

37条、39条、40条の指定事業者が、復興産業集積区域内において、国税の特例の適用を受ける施設等の新設又は増設をした場合、県及び市町村の条例で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除を受けることができます。

※40条については、再投資等した場合の特別償却の適用を受ける施設等に限る。

○事業税(県)

次の計算式により計算した額に対して課する事業税を5年間免除

<電気供給業、ガス供給業又は倉庫業>

県において対象者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額 × (対象施設等に係る固定資産の価額 ÷ 対象者が県内に有する事務所等の固定資産の価額)

<鉄道事業又は軌道事業>

県において対象者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額 × (対象施設等に係る軌道の延長キロメートル数 ÷ 対象者が県内に有する軌道の延長キロメートル数)

<その他の業種>

県において対象者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額 × (対象施設等に係る従業者の数 ÷ 対象者が県内に有する事務所等の従業者の数)

○不動産取得税(県)

対象施設等である家屋及びその敷地である土地(※)の取得に対して課する不動産取得税を免除

○固定資産税(県・市町村)

対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(※)に対して課する固定資産税を5年間免除

※土地については、復興推進計画の認定日以後に取得したもので、当該土地の取得から1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合に限る。

集積を目指す業種

復興推進計画に適合する下記の業種に係る事業を営む事業者が対象となります。

製造業関係

- **輸送用機械関連産業**
輸送用機械器具製造業及びその関連業種
- **電子機械関連産業**
電子部品・デバイス・電子回路製造業、情報通信機械器具製造業及びその関連業種
- **情報通信関連産業**
通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業等及びその関連業種
- **医療関連産業**
化学工業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業及びその関連業種
- **再生可能エネルギー関連産業**
化学工業、電気機械器具製造業、電気業及びその関連業種
- **食品・飲料関連産業**
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業及びその関連業種
- **地域資源活用型産業**
繊維工業、木材・木製品製造業、窯業・土石製品製造業等及びその関連業種

農林水産業関係

- **地域資源活用型産業**
林業、学術・開発研究機関、農林水産業協同組合
- **農業関連産業**
農業及びその関連業種
- **水産関連産業**
漁業、水産養殖業及びその関連業種

特例を受けるための手続き

課税の特例を受けるためには、市町村の指定及び事業実施状況の認定を受ける必要があります。

※指定及び認定の後、国税や地方税の窓口において別途申告等が必要となります。

市町村へ指定申請

指定を受けようとする事業者は、事業を実施する事業所(工場)の所在する市町村へ申請書を提出します。

市町村による指定

市町村は、指定の要件を満たしているかどうかを審査のうえ、指定書を交付します。

事業実施報告書の提出
(※事業年度終了後1ヶ月以内)

指定を受けた事業者は、事業年度終了後1ヶ月以内に、指定に係る復興推進事業の実施状況等を記載した実施状況報告書を市町村に提出します。

市町村による認定

市町村は、指定に係る復興推進事業が適切に実施されていると認められる場合、指定事業者に対し認定書を交付します。

税の申告等

指定事業者は、国税又は地方税の窓口において、課税の特例を適用し申告等を行います。